

あなたの未来を支える

# 国民年金に加入しよう

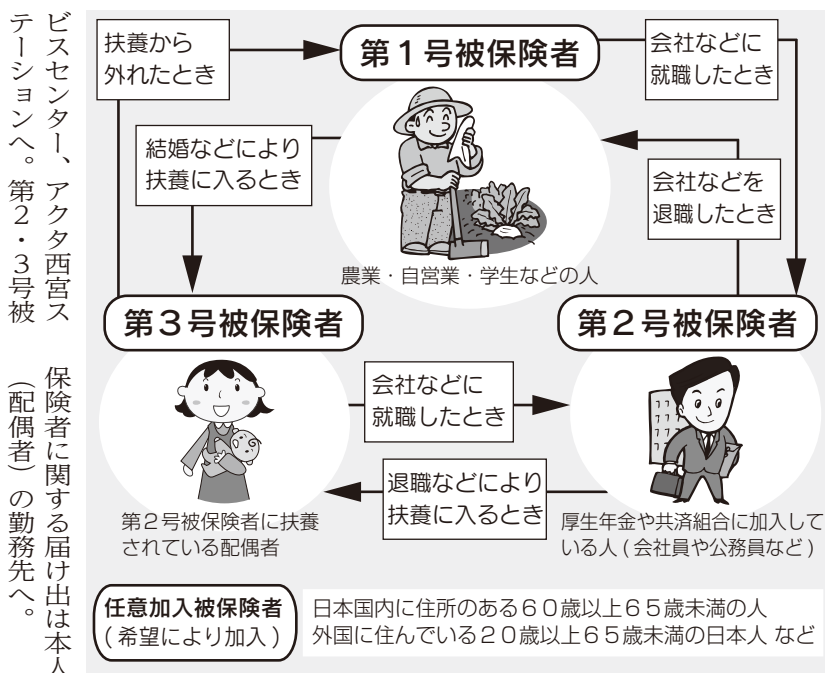
国民年金は、全国民に共通する基礎年金を支給する制度です。老後の生活のためにも、また不慮の事故に備えるためにも、国民年金に加入し保険料を納めましょう。問合せは医療年金課(0798・35・3124)へ。

## 加入者は20歳以上60歳未満の皆さん

退職・転入時など届け出を

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金に加入します。国民年金の被保険者は下図のとおり分類されます。

20歳到達時や就職、退職、結婚、離婚などにより被保険者の種別が変わるとき、転入時などは届け出てください。第1号被保険者に関する届け出は医療年金課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションへ。第2・3号被



## 忘れずに保険料の納付を

割引がある前納制度などを紹介

平成26年度の保険料は一律月額1万5250円、付加保険料(※)が月額400円です。

保険料を納めない、老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けられなくなる可能性がありますので、忘れずに保険料を納めてください。

### 納付方法

保険料は、納付書による支払いのほか、口座振替、クレジットカード払いなどもできます。

合に手続きをすれば、定額保険料の上乗せとして納められます(国民年金基金加入者は、付加保険料納付不可)

## どんな時に受け取れる?

給付の種類

国民年金の給付の種類・内容について紹介します。

### 老齢基礎年金

原則、受給資格期間(国民年金保険料を納めた期間、免除期間、第2・3号被保険者期間など)が25年(300月)以上ある人に65歳から支給されます。

### 障害基礎年金

病気やけが(初診日が国民年金加入中などのもの)で政令に定められている障害の状態に達したとき、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を全て納めた場合の年額は77万2800円(平成26年4月現在)です。免除・未納期間がある場合は、減額されます。

### 納付が困難な場合

所得が低いなど経済的な理由や失業などで保険料の納付が困難なときは、免除・納付猶予の制度があります。原則、毎年申請が必要です。今年度より、過去2年1ヵ月分遡って免除等の申請ができるようになりました。また、失業等の特例免除等対象期間も拡大されています。詳しくは問合せを。

### 障害・遺族基礎年金の年額

種別等	年額	
障害基礎年金(※1)	1級	96万6000円
	2級	77万2800円
遺族基礎年金(※1)		77万2800円
子の加算額(※2)	1・2人目	22万2400円
	3人目以降	7万4100円

金額は平成26年4月現在

(※1) 保険料を定められた期間の3分の2以上納付している、直近の1年間に未納がないなどの条件あり  
(※2) 障害基礎年金の受給者(遺族基礎年金の場合は死亡した人)に生計を維持されている(いた)子(18歳到達後の最初の3月末日までの人など)がいる場合に加算。障害基礎年金は受給権取得後に子の出生等により要件を満たすときも加算されます。なお、同一の子を対象とした児童扶養手当との同時受給はできません

### 遺族基礎年金

国民年金加入中の人、または老齢基礎年金の受給資格を満たした人などが死亡したとき、その人に生計を維持されていた子(18歳到達後の最初の3月末日までの人など)のいる配偶者、または子に支給されます(右表参照)。子のある夫への支給は、妻の死亡が平成26年4月以降が対象。

### 外国人等高齢者・障害者特別給付金

国民年金制度発足時、在日外国人や長期間海外に滞在していた日本人は、国民年金に加入することができませんでした。市は、このような制度的な理由により老齢基礎年金、障害基礎年金などを受給できない外国人等の高齢者(1926年4月1日以前に出生した人)や障害者(重度・中度)人は、前住所地の課税証明書が必要な場合があります。

### 寡婦年金

第1号(任意)被保険者として(4分の3、半額、4分の1)が免除

若年者納付猶予: 対象は30歳未満  
学生納付特例: 対象は学生

### 後納制度もご利用を

保険料の未納がある場合は、後納制度の手続きをすれば、平成27年9月までに限り、過去10年分遡って保険料を納付できます(老齢基礎年金受給者などは対象外)。

申請に必要なもの(年金手帳・認め印のほか、失業時は離職の事実を証明できる公的機関の証明書(雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など)、学生の人は学生証など  
※本人(配偶者・世帯主)に所得制限があり、事前に所得申告が必要です。転入した

### 死亡一時金

死亡月の前月までの第1号(任意)被保険者としての保険料納付済期間等の月数が36月以上ある人が、老齢・障害基礎年金等を受けずに亡くなったとき、生計を同じくしていた遺族に支給されます。遺族

### 特別障害給付金

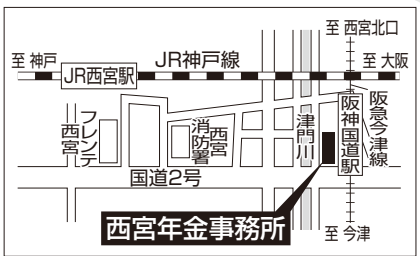
国民年金に任意加入してなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害のある人が対象です。初診日が平成3年3月以前で当時学生だった人や初診日が昭和61年3月以前で当時厚生年金、共済組合等加入者の配偶者だった人などが対象となります。65歳に達する日の前日までに、障害基礎年金1・2級に該当する障害状態になった人に限られます。

## 相談・問合せは年金事務所へ

国民年金保険料の納付に関すること、年金手帳の再発行、年金受給者に関すること、厚生年金に関することなど、公的年金に関する総合的な相談は西宮年金事務所へ。

### 西宮年金事務所

〒663-8567  
津門大塚町8-26  
☎0798・33・2941



※ねんきんダイヤル(0570・05・1165)、IP電話・PHSからは(03・6700・1165)、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)もご利用ください

◆アクタ西宮東館1階にある「街角の年金相談センター西宮(オフィス)」でも年金相談・年金請求等の受付を行っています